

◆省エネ診断 Q & A

Q省エネ診断はどこから申し込めばよいかわかりません

→プラザHPから申込書（様式1～3）をダウンロードし、メールにてご提出下さい。

Q自社の原油換算エネルギー使用量が1,500kL超かどうかわかりません

→様式第3-1に入力頂くと、エネルギー使用量が算出されます。

また、1,500kL超の場合、国および県に対して届け出る義務（特定事業者）がありますので届け出をされておられます。

Q省エネ専門家とは？

→過去に省エネ診断の実績のある法人等に所属するエネルギー管理士等の有資格者です。

※ エネルギー管理士等とは、エネルギー管理士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）、建築設備士等の資格を有している。または、上記と同等以上の専門的能力を有するか、診断助言の実績がある者をいいます。

Q省エネ診断報告書とは？

→「補助事業者が整備を行おうとする事業所全体の設備等の稼働状況およびエネルギー使用量について

調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修について二酸化炭素の排出削減量の推計を含む提案が行われているもの」を言います。

Q期間はどの程度必要ですか？

→ケースによりますが概ね1か月～2か月程度要することが多いです。

Q申込は本人がしなければいけませんか？

→事前相談は必ず申込者本人または企業の担当者が行ってください。

Qお申込み方法はメールのみでしょうか？

→メールアドレスをお持ちでない場合は、様式を印刷して頂いたうえで、郵送または持ち込みにてご提出下さい。

◆省エネ診断 Q & A

Q 支援プラザ登録の専門家と外部支援団体の違いは何ですか？

- 支援プラザ登録の専門家は、過去に省エネ診断の実績のある法人等に所属するエネルギー管理士等の有資格者です。
- 外部支援団体は、環境省、または経産省が所管する事業実施団体です。
- 外部支援団体につきましては、事業規模等に応じ2名以上の専門家を派遣させて頂くことも可能です。

Q 省エネ専門家と診断回数はどのように判断されるのですか？

- 省エネ専門家の選定は、申込書および事前相談でのヒアリング内容を基に、支援プラザが総合的に判断した上で決定します。
- 診断回数については、申請書類に記載のあったエネルギー使用量等を基に判断致します。
- 概ね以下の基準ですが、プラザの判断により変更することがあります。
- 300GJ未満：3回 300GJ以上～4000GJ未満：4回 4000GJ以上：5回

Q 外部支援団体を利用する場合のメリットorデメリットはありますか？

- 外部支援団体を利用する場合は、各団体が実施する省エネ施策へ再度申し込むこととなり、一時負担金が発生すること、診断完了まで2カ月程度要する場合があります。
- 一方、豊富な専門家リストから申込者に適した専門家が派遣されるため、より充実した報告書となることが期待されます。

Q 申込後、診断までの流れは？

- 事務局より「省エネ診断・専門家派遣の通知について」がメールにて担当者に送付、同時期に担当者宛て、省エネ専門家より初回診断の日程調整の連絡が入ります。

Q 補助金の申請を考えている場合の対応は？

- 初回診断時に省エネ専門家へお伝えください。